

工作物調査算定要領

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仕様書第 70 条、第 72 条、第 79 条、第 81 条、第 89 条及び第 91 条に規定する生産設備及び庭園に関する調査算定要領である。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、原則として、仕様書第 9 条第 3 号の「表 3 工作物区分」に掲げる生産設備及び庭園（以下この要領において「工作物」という。）の調査算定に適用するものとする。

なお、この要領によりがたい場合は、調査職員の指示により、非木造建物調査積算要領又は機械設備調査算定要領を準用するものとする。

第 2 章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第 3 条 工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。

- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び工作物の配置状況
- 二 工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月
- 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
- 四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び工作物の現況が把握できる写真の撮影
- 五 第 2 号及び第 3 号の調査の内、次表の種類的工作物の調査は、原則として、次表に定める事項について行うものとする。

種 類	単位	調 査 事 項	摘 要
庭 園	m ²	面積	庭木、庭石等が築山あるいは泉水等とともに巧みに配置された本格的庭園のみを調査対象とする。 写真撮影を要する。
庭 石	重量 (t) 及び 個数	1 個あたりの重量、数量、単価表の重量区分毎の総重量	
春日灯籠、織部型・蘭溪燈・山灯籠	基	高さ、数量	写真撮影を要する。

雪見灯籠	基	笠径、数量	写真撮影を要する。
ブロック積花壇、化粧ブロック積花壇、レンガ積花壇	m	数量（外縁の延長）	
ブロック縁石、玉石縁石、擬石ブロック縁石	〃	延長	
池	m ²	構造、面積	写真撮影を要する。
サイロ	基	規格寸法、数量	
溜壺（肥料壺）	〃	規格寸法、数量	
ビニールハウス	m ²	構造（木骨式、半鉄骨式、パイプハウス、AP型ハウス）、面積、経過年数、木骨式の場合はこれに加えて単棟・連棟の区分と角柱丸太柱の区分	加温施設、散水施設等がある場合は、その構造・規格及び数量を併せて調査すること。写真撮影を要する。

- 2 前項第2号の設置（又は新設）年月の調査は、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。
- 3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記8石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

（調査表）

第4条 工作物の調査表は、前条における調査結果に基づき、工作物調査表（様式集様式第46号）に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 工作物の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名 工作物の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所 工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 土地所有者 土地所有者の氏名又は名称
- 七 土地所有者住所 土地所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 八 建物所有者 建物所有者の氏名又は名称
- 九 建物所有者住所 建物所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 十 種類 工作物の種類又は名称
- 十一 形状寸法 工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 十二 数量 工作物の数量
- 十三 起業地・残地の別
- 十四 備考 工作物の設置（又は新設）年月、復元の可否及びその他参考事項

(図面)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 工作物配置図
 - 二 工作物の詳細図
 - 三 写真撮影の方向図
- 2 工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。
- 一 図面は、工作物の所有者ごとに作成する。
 - 二 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「JIS」という。）A列3判横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 図面に表示する記号は、原則として、JISの図記号による。
 - 五 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第38条による。
 - 六 配置図は、工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
 - 七 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
 - 八 写真撮影方向図は、工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
 - 九 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 工作物配置図：100分の1又は200分の1
 - 二 工作物の詳細図：50分の1又は100分の1
 - 三 写真撮影方向図：100分の1又は200分の1

第3章 算定

(算定)

第6条 受注者は、次の各号による外、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じて算定を行い、工作物移転料算定表（様式集様式第47号）を作成するものとする。

なお、庭石、ビニールハウス、その他の工作物で、機械設備調査算定要領又は附帯工作物調査算定要領に準じた算定が困難な工作物については、調査職員の指示により算定するものとする。

- 一 工作物移転料算定表は、工作物調査の成果に基づき、関係人ごとに取得し、又は使用しようとする土地（取得等用地）とそれ以外の土地（残地等）の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種類及び規格が同一のため同じ単価の工作物については、まとめて記入すること。
- 二 移転義務の有無については、工作物調査表に基づき、移転することを前提として補償されるものについては有とし、それ以外のものについては無とすること。
- 三 種類及び規格は、工作物調査表に基づき、適用される標準書記載の種類及び規格を記入すること。この場合において、調査した工作物名と標準書の工作物名が異なるときは、摘要欄に調査した工作物名を記入すること。
- 四 標準書が適用できない庭園の移転料の算定にあたっては、庭園内の庭石、灯ろう、築山等及び立竹木の移転に要する補償額を「庭園」として一括して算定するものとする。